庄内地区への中高一貫教育校の設置について

平成31年1月 高校改革推進室

1 国における中高一貫教育制度の導入について

(1) 中高一貫教育制度導入の意義く「中央教育審議会第二次答申」(平成9年6月)>

- 近年、多様な価値観に基づく自己実現や心の豊かさが求められるようになり、個性 が尊重され、自立した個人が自己責任の下に多様な選択を行うことができる、真に豊 かな成熟した社会の創造が必要となっている。
- また、国際化、情報化、科学技術の発展、高齢化・少子化などといった急速な変化に柔軟に対応できる、個性的な人材や創造的な人材を育成することは、我が国が活力ある社会として発展していく上で不可欠である。
- そのためには、ともすると平等性を過度に重視し、画一的な現在の教育システムを、 個々の差異や特質に応じて、子どもたちのよさを見出し、その個性や能力を伸長し、 評価するようなものへと改善する必要がある。
- 特に、子どもたちが心身の成長や変化の著しい多感な時期にある中等教育の在り方については、中学校教育と高等学校教育とを入学者選抜を課すことなく接続し、6年間の一貫した教育を行う中高一貫教育の導入の是非が重要な課題となっている。
- 中高一貫教育には、高等学校入学者選抜の影響を受けずにゆとりのある安定的な学校生活が送れること、6年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき効果的な一貫した教育が可能となることなどの利点がある。一方、制度の適切な運用が図られない場合、受験競争の低年齢化につながることがあること、小学校卒業段階での進路選択は困難なことなどの問題点も指摘されている。
- これらの利点と問題点の軽重について、現行制度と比較しながら総合的に判断する のは、子どもたちと保護者であり、従来の中学校・高等学校に区分された中等教育と、 中高一貫教育とを選択可能とする柔軟な学校制度を設けることが望まれる。
- なお、地方公共団体が自らの主体的な判断により、これまで専ら国私立学校によって担われてきた中高一貫教育を提供することができるようにすることは、公立学校をより多様で魅力あるものとし、子どもたちに対して中高一貫教育を享受する機会を公平に提供する観点からも、重要な意義を持っている。

(2) 「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成10年6月)

- 平成11年4月から中高一貫教育を選択的に導入する。
- 中高一貫教育には3つの実施形態がある。
 - ・中等教育学校…一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行うもの。
 - ・併設型…同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。
 - ・連携型…既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が連携するもの。

(3) 文部科学省「21世紀教育新生プラン」(平成13年1月)

○ 当面、高校の通学範囲に少なくとも 1 校(全国で 500 校程度)整備されることを目標とする。

(4)全国の設置状況(平成30年度)

区分	中等教育学校	併設型	連携型	計
公 立	3 1	9 3	8 9	2 1 3
私立	1 8	3 9 6	3	4 1 7
国 立	4	1	0	5
計	5 3	4 9 0	9 2	6 3 5

2 本県における中高一貫教育校の設置について

(1)連携型中高一貫教育の導入

○ 平成13年度から金山地区と小国地区において各町立中学校と県立高校の間で実施。

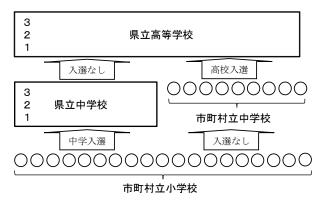
(2)「山形県中高一貫教育校設置構想」(平成21年6月)

○ 外部有識者(大学教員、小中高校長代表、PTA代表、産業界等10名)からなる「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、その報告書を受けて県教育委員会が策定。

く概要>

- ① 設置形態については、併設型中高一貫教育校*の設置を基本とする。
- ② 当面、内陸地区と庄内地区にモデル校を設置し、実践を検証した上で、将来的には県内4学区への設置を検討する。
- ③ 通学区域は県内一円とする。
- ④ 設置学科については、普通科を基本とする。
- ⑤ 設置時期については、早期の設置に努める。

※ 併設型中高一貫教育校のイメージ



- ◇ 広域の小学校からの入学が可能で、公立の場合、学力検査以外の方法で選抜する。また、併設型中学校から併設型高校への入学者の選抜は行わないが、他の中学校から併設型高校への入学者については通常の公立高等学校入学者選抜による。
- ◇ 高校の指導内容の一部を中学校で指導できるなどの教育課程の基準の特例がある。

(3) 東桜学館中学校・高等学校の開校

○ 内陸地区については、北村山地区の県立高校再編整備計画の一環として、県立楯岡 高校を母体とした併設型中高一貫教育校を、平成28年度に東根市に設置した。

3 庄内地区への設置検討について

(1) 設置についての地元自治体の要望と計画案の公表

- 平成 22 年に、県立高校が所在する鶴岡市、酒田市、庄内町、遊佐町の教育委員会 と意見交換を行ったが、その時点で設置を希望する自治体はなかった。
- 平成 26 年度から鶴岡市より、平成 27 年度から庄内開発協議会より設置要望を受けていることを踏まえ、平成 29 年 10 月に「田川地区の県立高校再編整備計画<第 2 次計画案>」の中に位置付けて、庄内中高一貫校(仮称)の設置計画案を公表した。

(2) 庄内中高一貫校(仮称)の概要

- ① 鶴岡南高校と鶴岡北高校を統合するとともに、県立中学校を新設し、併設型中高一貫教育校を設置する。
- ② 1学年当たりの学級数は、併設型高校については普通科6学級、理数科1学級、併設型中学校については2~3学級とする。
- ③ 鶴岡南高校及び鶴岡北高校の敷地・校舎を、必要な改修等をした上で活用する。
- ④ 平成36年度までの開校を目指す。

(3) 鶴岡市への併設型中高ー貫教育校の設置理由

- 庄内地区の各自治体の中では、現状及び将来の見通しにおいても、鶴岡市が最も子 どもの数が多く、既存中学校への影響が比較的小さいと思われる。
- 今後、田川地区の高校再編整備を進める中で、併設型高校の学校規模を確保し、より望ましい形で中高一貫教育校を設置するための条件を整えることができる。
- 公共施設の長寿命化による活用が国及び県の方針として示されている中、既存校舎 の活用がより現実的な対応となる。鶴岡南高校と鶴岡北高校は近距離に立地しており、 両校の校舎・敷地は中高一貫教育校での活用に適している。
- 平成 26 年度より鶴岡市の重要事業要望として設置要望が出されており、「中高一貫教育に関するシンポジウム」を開催するなどして、市民の理解促進に努めている。

(4) 計画案公表後の経緯

- 地域説明会やパブリック・コメント等では、賛否が拮抗しており、必ずしも理解が得られたと言える状況ではないとの判断から、当初予定していた平成30年1月定例教育委員会への付議を見送り、検討を継続することとした。
- 平成 30 年 8 月に、小中学校 P T A 代表、小中高校長代表等からなる「鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会」を設置し、同窓会や産業界等への意見聴取や東桜学館開校後の中間検証などをもとに議論し、12 月に意見のまとめが提出された。
- 平成 30 年 5 月に、庄内開発協議会から、庄内地区への中高一貫校の設置については、庄内地区全体の意見を聴いた上で進めて欲しいとの要望が出されたことを踏まえて、同年 8 月に各自治体に対して意向調査を実施し、このたび結果がまとまった。